

埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会 幹事会設置運営要領

(趣旨)

第一条 この要領は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）の施行に伴い、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会規程（平成五年埼玉県訓令第一号）第九条の規定に基づく埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会幹事会（以下「幹事会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 幹事会は、幹事七十人以内をもって組織する。

(幹事)

第三条 幹事会の幹事は、次に掲げる者とする。

- 一 埼玉県関係部局の関係課長等
- 二 埼玉県警察本部の関係課長等
- 三 関係市町村の関係課長等
- 四 国の行政機関の関係課長等
- 五 東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社の関係課長等

2 幹事は、埼玉県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務について、協議会の会長、副会長及び委員を補佐する。

(会長)

第四条 幹事会に、会長を置く。

- 2 会長は、埼玉県環境部大気環境課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

(会議)

第五条 会長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第六条 幹事会の庶務を処理するため、埼玉県環境部大気環境課に事務局を置く。

(雑則)

第七条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営等に関する必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は平成二十三年八月一日から施行する。